



各 位

会 社 名 クオンタムソリューションズ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 マーク ピンク
(コード番号 2338 東証スタンダード)
問 合 せ 先 経営企画室 富田 剛司
T E L 03-6910-0571 (代表)

**(訂正及び開示事項の経過) NVIDIA 製 GPU 搭載サーバーの販売に係る
販売契約書への販売先による調印予定日及び納品検収予定日について**

2024年1月31日に公表いたしました「(開示事項の経過) NVIDIA 製 GPU 搭載サーバーの販売契約書への販売先による調印に関する経過について」(以下「当該開示資料」といいます。)の一部記載内容について補足させていただきます。

また、当該開示資料の記載内容の一部に誤りがありましたので訂正いたします。

記

1) エンドユーザーの事務手続き上の事情について

当社では、当該開示資料にて、2024年1月31日時点でもエンドユーザーの事務手続き上の事情から販売契約書への調印を得られていない旨をお知らせしておりました。

この「エンドユーザーの事務手続き上の事情」については、エンドユーザー側の社内手続きのプロセスに関係したものとされますが、当社では、現時点においても、エンドユーザーに対して詳細まで確認ができておりません。

2) 2024年2月15日付ですべて完了する「納品・検品等の事前両社社内事務手続き」について

当社では、当該開示資料において、2024年1月31日時点でもエンドユーザーの事務手続き上の事情から販売契約書への調印を得られていないことをお知らせするとともに、1月31日同日に、当社の営業担当の執行役員副社長 C00 (最高執行責任者) が、エンドユーザーの部長級の方に対して販売契約書の調印に関して面談のうえ、確認を行った結果、書面による合意ではないものの口頭合意により、当社とエンドユーザーとの間での、納品・検品等の事前両社社内事務手続きがすべて完了する 2024年2月15日付にてエンドユーザーが販売契約書に調印することとなったことをお知らせしておりました。

このうち、エンドユーザーによる販売契約書への調印予定日である2月15日までに「納品・検品等の事前両社社内事務手続きがすべて完了する」と記載していたことについては、当社とエンドユーザーの双方において、検品や納品の具体的な手続きの流れや納品検収日当日の当社の会計監査人の立ち合い等の調整がすべて完了することを指しております。

3) 当社の営業担当の執行役員副社長 C00 (最高執行責任者) の面談実施日の誤り等について

当社では、当該開示資料において、2024年1月31日時点でもエンドユーザーの事務手続き上の事情からエンドユーザーより販売契約書への調印を得られていないことをお知らせするとともに、1月31日同日に、当社の営業担当の執行役員副社長 C00 (最高執行責任者) が、エンドユーザーの部長級の方に対し

て販売契約書の調印に関して面談のうえ、確認を行った結果、書面での合意は得られていないものの口頭合意にて、当社とエンドユーザーとの間で、納品・検品等の事前両社社内事務手続きがすべて完了する2024年2月15日付にて調印することとなったことをお知らせしておりました。

また、当該開示資料において、以前に「2024年2月まで」としていた納品・検収日について、1月31日時点でもエンドユーザーとの間で協議中であって書面での合意に至っていないものの、1月31日同日に、当社の営業担当の執行役員副社長 C00（最高執行責任者）が、エンドユーザーの部長級の方に対して納品検収日に関して面談のうえ、確認を行った結果、書面での合意は得られていないものの口頭合意にて、当社とエンドユーザーとの間で納品検収予定日を2024年2月28日とすることとした旨をお知らせしておりました。

しかしながら、その後、当社の開示部門担当者の事実誤認によって、当社の営業担当の執行役員副社長 C00（最高執行責任者）が、エンドユーザーの部長級の方との間で販売契約書への調印予定日や販売商品の納品検収予定日に関する面談を実施した日が、1月31日ではなく、実際は1月17日及び同18日であったことが判明いたしました。

また、これにより、当社において、NVIDIA 製 GPU 搭載サーバーの販売に係る販売契約書へのエンドユーザーによる調印予定日や納品検収予定日のエンドユーザーとの口頭合意について、本来であれば1月17日及び同18日に公表すべきところ、1月31日まで開示を遅延させていたことを確認いたしました。

当社では、当該開示が遅延した原因について、開示担当者の注意不足、及び社内での情報連携が充分ではなかったと考えております。

また、当社では、経営戦略の転換から、適時開示が必要な事項が増えておりますが、開示担当部門の体制や他部門との情報共有が充分ではなく、個々の適時開示案件への注力が不十分であったため、1月31日に当該開示資料を公表する段階で、当社の執行役員副社長 C00（最高執行責任者）が1月31日同日にエンドユーザーの部長級の方と面談をしていないことに、当社が組織として認識することに至りませんでした。

なお、現時点において、当社では、1月17日及び同18日に、当社の営業担当の執行役員副社長 C00（最高執行責任者）が、エンドユーザーの部長級の方との間で販売契約書への調印予定日や販売商品の納品検収予定日に関する面談を実施したことの証憑を確認できておりません。

当社では、エンドユーザーによって販売契約書に調印が完了次第、速やかにお知らせいたします。また、納品検収について進展等がありましたら、速やかにお知らせいたします。

以 上